

# 北信越高等学校体育大会開催基準要項

昭和41年 1月制定 昭和48年 9月改訂 昭和57年 9月改訂 令和元年 9月改訂  
昭和59年 9月改訂 昭和61年 9月改訂 昭和63年 9月改訂  
平成 3年 9月改訂 平成10年 9月改訂 平成11年 9月改訂  
平成12年11月改訂 平成17年 9月改訂 平成18年 9月改訂  
平成19年11月改訂 平成22年 9月改訂 平成25年 9月改訂  
平成26年 9月改訂 平成28年 9月改訂 平成30年 9月改訂

北信越高等学校体育連盟

北信越高等学校体育大会（以下「大会」という。）は、スポーツをとおして北信越5県（長野・新潟・富山・石川・福井）の高等学校生徒相互の親睦を深め、技能の向上とアマチュアスポーツの精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するものである。

実施にあたって、一層円滑な運営を期するため、開催県の関係機関・団体と緊密な連絡をとり実施する。

## 1 主 催

大会の主催は、北信越高等学校体育連盟（以下「本連盟」という）とし、必要に応じて開催県高等学校体育連盟（以下「高体連」という）、関係競技団体を含めることができる。

## 2 共 催

開催県教育委員会

開催県体育協会

開催県体育協会開催種目別競技団体

開催地市町村教育委員会

必要に応じて、開催地市町村、開催地市町村体育協会及び開催地市町村体育協会開催種目別競技団体を含めることができる。

## 3 後 援

大会には、必要により開催県、開催地市町村、開催地市町村の関係機関、団体、その他（新聞社等）を後援団体とすることができる。

## 4 主 管

開催県高体連

開催県高体連専門部

その他、必要に応じて開催県高体連が決定する。

## 5 大会運営

- (1) 大会は、北信越5県内を種目別に定められた順序の輪番で開催することを原則とする。
- (2) 開催地は、開催県高体連が決定する。
- (3) 種目別競技の運営は、開催県高体連当該専門部が他の主管団体と提携してあたる。
- (4) 競技方法は各種目とも学校対抗とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (5) 各競技の参加チーム数、選手数は大会期間中に終了することを限度とし、大会要項の変更及びチーム数、選手数の変更については理事会において決定する。

## 6 大会開催種目

競技種目は、次のとおりとする。

- (1)陸上競技 (2)駅伝競走 (3)体操 (4)水泳 (5)バスケットボール (6)バレーボール
- (7)ソフトテニス (8)ハンドボール (9)サッカー (10)ラグビーフットボール
- (11)バドミントン (12)ソフトボール (13)相撲 (14)柔道 (15)剣道 (16)ボート
- (17)レスリング (18)弓道 (19)テニス (20)卓球 (21)自転車競技 (22)ボクシング
- (23)ホッケー (24)ウエイトリフティング (25)ヨット (26)フェンシング
- (27)空手道 (28)登山 (29)アーチェリー (30)なぎなた (31)少林寺拳法 (32)カヌー

## 7 大会開催期日

大会は、原則として6月第3土・日曜日開催とし、水泳については7月20日以降、全国高等学校総合体育大会（以下、「全国高校総体」という。）参加申込みに支障のない期日に実施すること。

## 8 大会開催日程

大会日数は、2日を超えないことを原則とする。ただし、天候等の関係で上記期間内に実施不可能な場合は開催県高体連と協議のうえ変更することができる。

## 9 大会開催の決定

- (1) 新たに大会の開催を希望する種目は、北信越5県の当該専門部長間で協議し、実施要項案に予算書を添え、県高体連会長並びに北信越高体連会長に申請書を提出する。
- (2) 申請書は、大会開催年度の前年4月1日から8月31日までに提出するものとする。
- (3) 本連盟は、上記(2)の申請にもとづき、本連盟理事会において実施の可否を決定する。
- (4) 実施種目並びにその開催県は、開催年度の前年の理事会において決定する。

## 10 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、各県高体連会長に事前に届け出る。
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

但し、各県における規定があり、引率・監督者がこの基準により限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

## 11 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中・留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、北信越5県各県高体連に加盟している生徒で、当該競技実施要項により大会の参加資格を得た者に限る。
- (3) 年齢は、平成\_\_\_年（20\_\_年）4月2日以降に生まれた者とする。（\_\_\_部分の数字は開催当該年度－19となる。）但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。
  - ①「出場」とは登録やエントリーではなく、試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。＊ベンチに入ることは「出場」とみなす。
  - ②大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技への参加を認める。
- (4) チームの編成において、全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 複数校合同チームの大会参加は原則として認めない。但し、統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り、合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校・転籍後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）但し、一家転住などやむを得ない場合は、各県高体連会長の認可があればこの限りでない。大会開始前のエントリー変更期限前に6ヶ月が経過し出場資格が発生した場合、団体競技種目や団体戦では、エントリー変更のルールがある場合には、そのルールに従って変更を認める。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長及び所属する各県高体連会長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
  - ア 上記(1)．(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、県高体連会長が推薦した生徒について、全国高校総体開催基準要項の「大会参加資格の別途に定める規程」に従い大会参加を認める。
  - イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

## 12 大会役員

大会役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 北信越高体連会長
- (2) 副会長 開催市町村の教育長および会長県以外の高体連会長
- (3) 参与 北信越各県高体連副会長
- (4) 委員長 開催県高体連当該専門部長
- (5) 副委員長 開催県以外の高体連当該専門部長
- (6) 委員 北信越各県高体連理事長・北信越各県高体連当該専門委員長
- (7) その他、必要により、名誉会長、名誉副会長、顧問等をおくことができる。  
また、会長、委員長以外の委員については関係者を追加することができる。

## 13 競技役員

- (1) 競技役員は、開催県内の者に委嘱することを原則とし、必要があれば開催県以外の県の引率者に本人の承諾を得て委嘱することができる。
- (2) 競技役員の編成上、止むを得ない場合は他の参加県に依頼することができる。この役員の旅費等の経費は当該種目の大会運営費から支出する。

## 14 大会参加料

- (1) 大会参加者は、参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は、各種目とも団体競技個人種目ともに同年度全国高校総体参加料の2/3を上限とする。
- (3) 参加料は、当該種目の大会運営費にあてる。

## 15 表彰

- (1) 各種目とも上位入賞者に賞状を授与する。競技ごとの入賞者数は別に定める。
- (2) 優勝旗、優勝杯等は本連盟理事会の承認を得て、種目ごとに授与することができる。

## 16 その他

- (1) 参加章、記念品等は贈与しない。
- (2) 他県役員を招待するレセプション等を行わない。
- (3) 専門委員長会議は大会期間中に開催し、年1回を原則とする。
- (4) 競技の組合せ抽選は、開催県の責任抽選とする。

### 【北信越高等学校体育大会申し合わせ事項】

- 1 開会式を前日開催する場合は、本連盟の承認を必要とする。
- 2 各種目開催県の参加料並びに宿泊料金は、本連盟理事会の承認を必要とする。
- 3 北信越5県高体連関係者本大会役員についての委嘱状は必要としない。
- 4 開催県外の競技役員を依頼する場合は、開催県の高体連会長名で依頼する。
- 5 各種目開催県高体連事務局は、下記書類を他4県事務局に一括して送付する。
  - ① 大会実施要項 2部・・・作成後早急に
  - ② 大会プログラム 2部・・・大会終了後早急に
  - ③ 大会成績、結果報告 2部・・・大会終了後早急に